

(意見書案第4号)

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び
児童の保護等に関する法律」の改正を求める意見書

現行の「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」では、児童ポルノの提供や提供目的での製造、所持等は処罰の対象とされている。

しかしながら、近年の情報化社会の進展により、インターネット上に児童ポルノが掲載されるとパソコンや携帯電話を通じ、不特定多数の利用者による複製が繰り返され、画像が無限に広がるとともに、国内外に拡散した場合には、その廃棄・削除等が著しく困難であることから、児童の権利侵害は長期間継続し、児童の心身への有害な影響は極めて重大である。

海外においては、一般的な「単純所持」やインターネット上のポルノサイトを見るだけで犯罪と明確に規定されている国もあるが、我が国は事実上野放し状態にあり、国際的な批判も受け、これ以上児童ポルノのはんらんを放置しておくことは許されないとところである。

よって、国においては、この法律が児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童を保護し、児童の権利擁護を図ることを目的とするとの基本的立場に立って、国民の権利を不当に侵害しないよう十分議論を尽くし、児童ポルノを取得し、あるいは所持・保管する行為を厳しく処罰するなどにより児童の保護において実効性ある措置を講じるよう、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の改正を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年3月23日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
国家公安委員長
少子化対策・男女共同参画担当大臣

} 宛